

2026年5月13日

各位

会社名 株式会社中央倉庫  
代表者名 代表取締役社長執行役員 谷奥 秀実  
(コード番号 9319 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役上席執行役員  
企画管理本部長 吉田 宏二  
TEL 075-313-6151

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の異動及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月24日開催予定の第146回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）で承認可決することを条件として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 監査等委員会設置会社への移行について

### (1) 移行の目的

当社は、監査等委員である取締役に取締役会での議決権を付与することで、社外取締役の多様な知見・経験に基づく監査・監督機能の強化を図り、企業価値向上に向けた議論をさらに活性化させるとともに、執行への権限移譲により意思決定の迅速化を図ること、ならびに監査等委員会と内部監査部門との指示・連携体制の強化により監査の実効性を高めることなどを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

### (2) 移行の時期

2026年6月24日開催予定の第146回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

## 2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者

今般の監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第146回定時株主総会ならびに同日開催予定の取締役会および監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

### (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
木村 正和	代表取締役会長	代表取締役会長
谷奥 秀実	代表取締役社長執行役員	代表取締役社長執行役員
田口 忠夫	取締役常務執行役員	取締役常務執行役員
吉田 宏二	取締役常務執行役員	取締役上席執行役員

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
澤田 広輔	<u>取締役（常勤監査等委員）</u>	<u>常勤監査役</u>
吉松 裕子	<u>社外取締役（監査等委員）</u>	社外取締役
人見 浩司	<u>社外取締役（監査等委員）</u>	<u>社外監査役</u>
村本 真甲夫	<u>社外取締役（監査等委員）</u>	社外取締役
片倉 千裕	<u>社外取締役（監査等委員）</u>	—

(3) 退任予定監査役

氏名	新役職（予定）	現役職
岡 一之	—	<u>監査役</u>
藤本 真人	—	<u>社外監査役</u>

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等の所要の変更をおこなうこと並びに会社名の英文表示を定めるものであります。

(2) 変更の内容

内容については、別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

株主総会開催日 : 2026年6月24日（予定）

効力発生日 : 2026年6月24日（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社中央倉庫と称する。</p> <p>第2条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社中央倉庫と称し、<u>英文では Chuo Warehouse Co.,Ltd. と表示する。</u></p> <p>第2条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">4. 監査等委員である取締役の補欠の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p>

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

第22条 (条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 (条文省略)

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 (現行どおり)

2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることがで

<p>同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。 (員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使す</p>	<p>きるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>ることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第32条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によ</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条（条文省略） （報酬等）</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第46条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第47条～第49条（条文省略） （剰余金の配当等の除斥期間）</p> <p>第50条 <u>剰余金の配当および中間配当は、</u> 支払開始の日から満3年を経過しても なお受領されないときは、当会社はその 支払義務を免れる。</p> <p>第8章 当社株式の大量取得行為に関する対応策</p> <p>第51条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">る。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条（現行どおり） （報酬等）</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第42条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条～第45条（現行どおり） （剰余金の配当等の除斥期間）</p> <p>第46条 <u>配当財産が金銭である場合は、その</u> 支払開始の日から満3年を経過して なお受領されないときは、当会社はその 支払義務を免れる。</p> <p>第8章 当社株式の大量取得行為に関する対応策</p> <p>第47条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>（監査役であった者の責任免除）</u></p> <p>第1条 <u>当会社は、会社法第426条第1項</u> <u>の規定により、取締役会の決議によっ</u> <u>て、同法第423条第1項の監査役で</u> <u>あった者の責任を法令の限度において</u> <u>免除することができる。</u></p>
---	--